

介護等体験

1 介護等体験とは

介護等体験特例法により、小学校・中学校教諭の普通免許状取得を希望する学生に義務づけられました。個人の尊厳と社会連帯の理念に関する認識を深めることの観点から、社会福祉施設や特別支援学校（盲・ろう・養護学校）において、障がい者、高齢者等に対する介護、介助、これらの方との交流等を体験することを目的としています。

2 介護等体験の概要

■対象者

小学校・中学校免許状取得希望者。

■体験日数

原則、7日間（特別支援学校2日間、社会福祉施設5日間）

■体験先・体験時期・費用

所 属	体験先	体験時期	体験費	その他諸費用
人間科学部・スポーツ科学部生	埼玉県内	5月中旬～ 11月の間	¥8,500	●麻疹の抗体検査費 ●細菌検査費 ●交通費、昼食費など
その他の学生	東京都内		¥10,760	

 原則として、納入された「体験費」「検査費」などは返還できません。また、健康診断、X線検査等其他費用がかかる場合があります。上記金額は2019年度の金額であり、今後変更される可能性があります。

■体験内容

体験先	体験内容
社会福祉施設	高齢者、障害者の方等への介護、介助、話相手、散歩の付添い、レクリエーションへの参加、施設職員の業務補助。
特別支援学校	小学部・中学部・高等部の通常授業の補助業務や年間行事の手伝い。（遠足の付き添い、プール教室への参加、文化祭の準備など。）

3 早稲田大学で介護等体験をおこなうには

以下の科目を履修する必要があります。

■科目名

介護体験実習講義（配当年次：3）

■履修の前提条件（2018 年度以前入学者・旧課程）

- ① 履修前年度の「介護等体験事前登録」を期限内に完了していること。
- ② 体験実施前年度の「介護等体験費納入手続き」を期限内に完了していること
- ③ 履修前年度までに「教職概論」（同等科目可）の単位を修得済みであること。また、「教育心理学」の単位を修得済みであることが望ましい。

■履修の前提条件（2019 年度以降入学者・新課程）

- ① 履修前年度の「介護等体験事前登録」を期限内に完了していること。
- ② 体験実施前年度の「介護等体験費納入手続き」を期限内に完了していること
- ③ 履修前年度までに次の科目の単位を修得済みであること。（いずれも同等科目可。）
 - 教職概論（中・高）
 - 特別支援教育（中・高）
 また、「教育心理学」の単位を修得済みであることが望ましい。

4 介護等体験に参加することへの責任と心構え

「介護等体験」の場は、特別支援学校ならびに社会福祉施設の深い理解によって確保されていますが、そこはさまざまな福祉サービスを利用しながら暮らす人々の「生活の場」そのものであることを忘れてはなりません。体験に臨む学生は以下の事項を強く意識して行動をしてください。

【体験前】

- ☒ 特別支援学校・社会福祉施設に関する基本的知識を修得すること
- ☒ 体験先・大学より指示のある手続きを遺漏なく行うこと

【体験中】

- ☒ 教員を目指す者として学生気分や受け身ではなく、高い意識を持ち体験に臨むこと
- ☒ 受け入れていただく立場を認識し、自己中心的な行動や自己都合による体験の辞退、欠席、体験日程の変更を絶対にしないこと

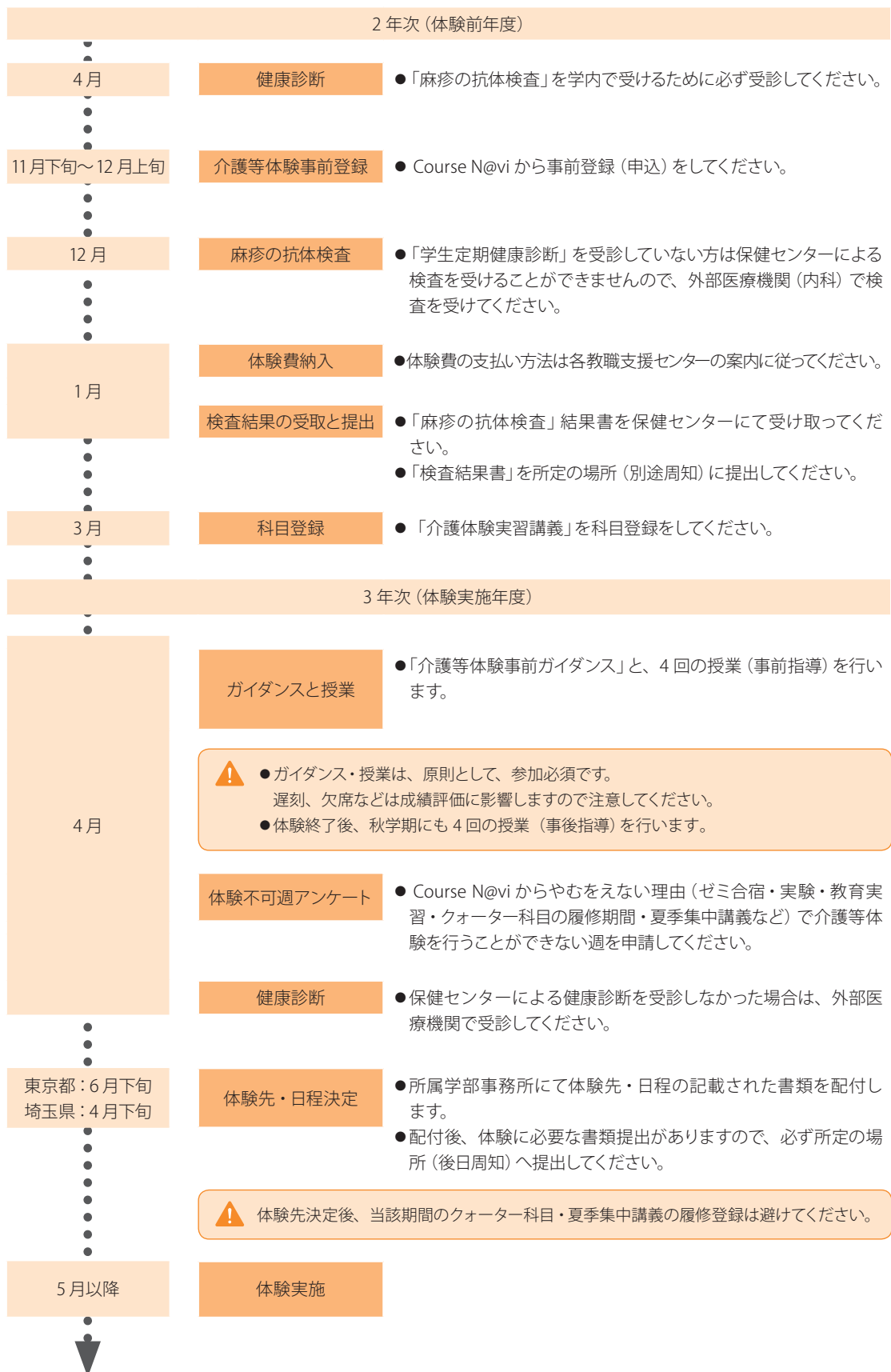
【体験後】

- ☒ 体験先で知り得た情報等については、守秘義務を厳守すること

なお、学生の取り組み姿勢や内容に著しい問題があると判断した場合は、体験の中止や教職課程履修の中止等の措置をとる場合があります。

5 スケジュール

! 手続きの詳細は掲示・MyWaseda で周知されますので見落とさないでください。手続き漏れがあった場合、介護等体験を行うことができなくなる可能性があります。なお、他大学（他学籍）で前提条件にあたる科目を習得した場合は、MyWaseda のお知らせが届かない場合がありますので随時掲示をご確認いただき、事前に教職支援センターまでご相談ください。



- ⚠ 体験時には特に以下の点に注意してください。
- 服装（特別支援学校：スーツ、社会福祉施設：指定の服装）、持ち物、提出物
 - 体験当日に体調不良、交通遅延などのやむをえない事情で遅刻・欠席が生じる場合は、必ず体験開始前に体験先へ連絡したのち、教育・総合科学学術院事務局または所沢総合事務センターへ報告してください。
 - 事故・トラブル等が生じた場合、体験先の指示に従い、必要に応じて、教育・総合科学学術院事務局または所沢総合事務センターまで連絡してください。

体験終了後

証明書の受領

- 体験終了後に「介護等体験証明書」が各体験先より発行されます。

- ⚠ 「介護等体験証明書」は原則として、再発行ができません。教員免許状申請時に必要となりますので絶対に紛失しないようにしてください。

12月～1月

授 業

- 4回の授業（事後指導）を行います。

3月

成績発表

I 免許状とは
II 取得要件
III 履修方法
科目一覧・
IV 科目登録
成績
V 介護等体験

VI 教育実習

VII 免許状申請

VIII 教員就職

IX 図書館司書

X 司書教諭
学校図書館

XI 博物館学芸員

XII その他

6 介護等体験よくある質問

Q：介護等体験中の授業の欠席はどう扱われますか？

A：「講義欠席特別扱願」（介護等体験ノートに添付）で授業欠席の配慮を願いでることが出来ます。最終的な判断は各科目担当教員によりますが、介護等体験日程が決まり次第、事前に欠席予定の授業担当教員へ相談の上、体験終了後に「講義欠席特別扱願」を提出してください。

Q：介護等体験が免除になる場合はありますか？

A：以下のいずれかに該当する場合は、介護等体験を実施する必要はありません。

- 1) 保健師、助産師、看護師、准看護師、盲・ろう・養護学校教員、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士の免許・資格を既に取得している場合。（ただし、取得見込みの場合は、介護等体験を実施する必要があります。）
- 2) 身体障害者手帳に障害の程度が1級から6級であるとして記載されている場合。
- 3) 所定（介護等体験受入れ施設とされている施設のみ）の社会福祉施設にて、実習先施設の長から7日間以上の「介護等体験証明書」の発行をすでに受け、保持している場合。
- 4) 所定の社会福祉施設に勤務し、勤務先施設の長から7日間以上の「介護等体験証明書」の発行をすでに受け、保持している場合。

- ⚠ 「ボランティア」「民間ヘルパー資格」「特別支援学校実習」「社会福祉援助技術現場実習」「社会福祉現場実習」は免除対象にはなりません。

介護等体験を終えて

体験先：東京都公立特別支援学校

文学部：山本 昌史

私は事情により、社会人5年目という時期に、現役の大学生と交じって介護等体験を行うことになった。

一人だけ年齢、年代が違うことへの不安も大きかった。既に社会福祉施設、特別支援学校共に一度体験を行っていることもあり、もう一度体験を行うことへの違和感もあった。

しかし、事前学習を受講するなかで、次第にそうした印象が消えていった。

「社会福祉」「特別支援」、そうした言葉は、何らかの事情がない限り学生時代には近い存在とは言いがたいものであった。介護等体験で初めて学ぶ、改めて向き合う、そうした側面が大きかったように思う。

しかし、社会人となり、結婚して家庭を築き子供を設けてもおかしくない年代になった時、それらの言葉の意味は学生時代に考えたものとは大きく異なってくる。いつ、親の介護が必要になるかわからない。生まれてくる子供が、障害を持った子供かもしれない。

社会人となって、自己に責任を持つ年代になって初めて「介護等体験」の人生における重要性、意味が理解できたように思う。

幸運にも、会社の休暇の都合が付き、私は二日間、特別支援学校で体験を行うことができた。

大学生の時の体験は校外学習の引率、付き添いであった為、本格的に特別支援学校の授業に参加するのは初めてであり、新鮮な経験であった。

学生時代、介護等体験で重要であると感じたのは、「自分に何が求められていて、何をすればよいのか」の認識であった。それは今回の体験でも変わることはなかった。各個人にあわせて自分の行動を考えていくこと、それを、相手の立場を理解しながら行っていくことは、とても難しい体験であったが、社会生活で必要となる視点を改めて気づかせて

くれる、大きな学びの経験でもあった。

介護等体験で行うことは、日頃の生活で行っているコミュニケーションよりも少し難しいかもしれないが、ごく当たり前の「相手の立場を知ること、考えること、その中で自分の行動を考えていくこと」の延長である。それを実践する場は、教員だけではない。職種に限らず、また、家庭生活の中でも当たり前に求められるスキルである。それを再認識できたことでも、この体験には大きな意味があったと感じている。

介護等体験を履修しても、教員の道を選択しない学生も多いと思う。「介護等体験の意味」が理解できないこと、疑問に感じることもあると思うが、改めて、介護等体験には大きな学びがあり、その経験はどのような進路でも生きてくと伝えたい。

社会人となってからも、このような場を頂けたことに心から感謝したい。

1 教育実習とは

教育実習とは、大学の専門課程や教職課程で学んできた知識の実践化を検証する機会であり、理論と実践の統合の場である。また、実習生として学校教育の全体を総合的に認識し体験できる機会である。最低限度の実践的指導能力を培う場であると同時に、その能力について自らの適性を見極める自己評価の場でもある。（「教育実習マニュアル」より）

2 教育実習の概要

■対象者

中学校、高等学校免許状取得希望者

⚠ 「特別支援学校実習」（教育学部教育学科生対象）、「教育実習演習（小）」（教育学部教育学科初等教育学専攻生対象）については、教育学部発行の「授業ガイド」を参照してください。

■実習期間

3週間（120時間）以上。ただし、高校免許のみの取得希望者の場合は2週間（80時間）以上。

⚠ 連続した3週間（2週間）の実習となるため、当該期間にはクォーター科目の履修登録は行わないでください。

■実習先

原則として、母校に教育実習の受け入れをお願いし、実習に行くことになります。

ただし、地域によっては母校での実習を禁止している場合もありますので、各自で確認する必要があります。

また、やむを得ない事情（廃校や移転、実習教科が母校に無い、海外の学校出身者など）で母校での実習ができない場合は大学より東京都教育委員会を通じて、都内公立中学校へ受け入れ依頼をしますが、実習時期は選ぶことができず、受け入れが確実に決まるものではありませんので、各自でも実習先を探す努力をしてください。

なお、実習先は中学校、高等学校どちらでも問題ありません。（例：中学・高校の両方の免許状を取得予定の場合は、「中学：3週間」「高校：3週間」のどちらでも可）

ただし、教育委員会の規定や年間行事の都合上などで、高校は2週間、中学は3週間で受け入れ予定を組んでおり、希望通りにならないこともあります。

■実習時期

原則として春学期（4月下旬～7月下旬）

■実習内容

担当教科の教壇指導や実技指導、道徳、ホームルーム、クラブ活動などの指導、授業の見学、学校行事の参加など。

⚠ 教育実習の概要や手続きの詳細は実習前年度に行う「教育実習ガイダンス」で説明します。

3 早稲田大学で教育実習をおこなうには

中学校・高等学校での教育実習とは別に、以下の科目を履修し、教育実習の事前指導および事後指導を受ける必要があります。

■ 科目名

「教育実習演習（2 週間もしくは 3 週間）」（配当年次：4 年）

■ 履修の前提条件

次ページの教育実習前提条件を全て満たしている必要があります。

1 つでも条件を満たしていない場合は、教育実習に行くことはできません。

■ 科目登録上の注意事項

「教育実習演習」は教育実習の実施期間・実施時期によって登録する科目・履修クラスが異なります。

原則として、科目登録後の変更はできません。下表を確認の上、科目登録を行ってください。

また、2010 年度以降の入学者については、「教育実習演習」を科目登録することで、同年度秋学期の「教職実践演習」の履修クラスが自動登録されます。ただし、教育実習演習履修後に留学・休学をする場合は自動登録の対象外となります。（☞ P.26）

2 週間の教育実習の場合			
実習時期	登録する科目名・履修クラス	取得可能免許状	実習先
4 月～7 月の場合	<u>教育実習演習 (2 週間)</u> の <u>春学期</u> 開講クラス	高校のみ	中学または高校
8 月～1 月の場合	<u>教育実習演習 (2 週間)</u> の <u>夏秋期</u> 開講クラス		
3 週間の教育実習の場合			
実習時期	登録する科目名・履修クラス	取得可能免許状	実習先
4 月～7 月の場合	<u>教育実習演習 (3 週間)</u> の <u>春学期</u> 開講クラス	中学のみ 中学高校両方	中学または高校
8 月～1 月の場合	<u>教育実習演習 (3 週間)</u> の <u>夏秋期</u> 開講クラス		

■ 開講クラスについて

春学期開講クラスは、シラバス指定の曜日時限に、事前指導 5 回（4 月～5 月）と事後指導 3 回（日程は担当教員から指定あり）の計 8 回の講義が行われます。（担当教員によって事前・事後の回数が変わる場合もあり）

夏秋期開講クラスは、夏季休業期間中に事前指導 5 回（集中授業）と秋学期のシラバス指定の曜日時限に事後指導 3 回の計 8 回の講義が行われます。（担当教員によって事前・事後の回数が変わる場合もあり）



- 「実習時期」が科目登録時に「未定」の場合は、「春学期」開講クラスを登録してください。その後、実習時期が「8 月～1 月」に決定した場合は、至急、教育・総合科学学術院事務所に連絡をしてください。
- 実習校の都合により、「実習時期」が科目登録後に「変更」になった場合（「4 月～7 月」→「8 月～1 月」・「8 月～1 月」→「4 月～7 月」）は、至急、教育・総合科学学術院事務所に連絡をしてください。
- 戸山キャンパス開講クラスについては、文化構想学部および文学部生推奨のクラスです。
- 所沢キャンパス開講クラスのうち、AO および T クラスについては、スポーツ科学部生推奨のクラスです。
また、AP クラスは人間科学部生推奨のクラスです。

「教育実習演習（中・高）前提条件（2019 年度以降入学者）」

- ① 実習実施前年の「教育実習ガイダンス」に出席すること。
- ② 実習実施前年度の「教育実習事前登録」を期限内に完了していること。
- ③ 実習実施年度中に教員免許状取得に必要なすべての科目の単位を修得済み、または修得見込みであること。
- ④ 実習実施年度に 4 年生以上で、実習実施前年度までに下表の卒業単位を修得済みであること。

所属学部		単位数	所属学部	単位数
政治経済学部		84	基幹理工学部	77
法学部		92	創造理工学部	87
文化構想学部		80	先進理工学部	87
文学部		80	社会科学部	76
教育学部	初等教育学専攻・理学科	90	人間科学部	83
	上記以外	84	スポーツ科学部	84
商学部		84	国際教養学部	84

- ⑤ 実習実施前年度までに、以下の科目の単位を修得済みであること。

（これらの科目と同等の科目でも可。各学部により異なります。）

※夏秋期クラスの「教育実習演習」を履修する場合でも必ず実習実施前年度までに以下の科目を修得している必要があります。

- 「教職概論」「教育基礎総論 1」「教育制度総論」「教育課程編成論」「教育心理学」「教科教育法 1」「教科教育法 2」「教育方法・技術論」「特別支援教育」「生徒理解と教育相談」
- 「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「情報機器の操作」の 4 領域のうち 2 領域以上（各領域ごとに 2 単位以上の修得が必要）
- 「教科に関する専門的事項」（必修および選択）のうち 16 単位以上



- 「教科に関する専門的事項」は、**教育実習で担当予定の教科で「16 単位以上」**修得してください。

（前提条件の判定は**事前登録時に申請された実習予定教科**で行われます）

- 中学社会、高校の地理歴史、公民の中で 2 教科以上の免許を取得する場合（例：社会と公民）は、1 教科（社会か公民どちらか）の「教科教育法 1・2」の単位を修得すれば教育実習前提条件を満たしているものとみなします。

I
免許状とはII
取得要件III
履修方法
科目一覧・IV
科目登録
成績V
介護等体験VI
教育実習VII
免許状申請VIII
教員就職IX
図書館司書X
司書教諭
学校図書館XI
博物館学芸員XII
その他

「教育実習演習（中・高）前提条件（2018 年度以前入学者）」

- ① 実習実施前年の「教育実習ガイダンス」に出席すること。
- ② 実習実施前年度の「教育実習事前登録」を期限内に完了していること。
- ③ 実習実施年度中に教員免許状取得に必要なすべての科目の単位を修得済み、または修得見込みであること。
- ④ 実習実施年度に 4 年生以上で、実習実施前年度までに下表の卒業単位を修得済みであること。

所属学部		単位数	所属学部		単位数
政治経済学部		84	基幹理工学部	2017 年度以前入学者	82
法学部	2012 年度以前入学者	86		2018 年度入学者	87
	2013 年度以降入学者	92	創造理工学部	2017 年度以前入学者	82
文化構想学部		80		2018 年度以降入学者	87
文学部		80	先進理工学部	2017 年度以前入学者	82
教育学部	初等教育学専攻・理学科	90		2018 年度以降入学者	87
	地理歴史専修 (2017 年度以前入学者)	88	社会科学部		76
	上記以外	84	人間科学部	2012 年度以前入学者	84
商学部	2013 年度以前入学者	92		2013 年度以降入学者	83
	2014 年度以降入学者	84	スポーツ科学部		84
			国際教養学部		84

- ⑤ 実習実施前年度までに、以下の科目の単位を修得済みであること。

（これらの科目と同等の科目でも可。各学部により異なります。）

※夏秋期クラスの「教育実習演習」を履修する場合でも必ず実習実施前年度までに以下の科目を修得している必要があります。

- 「教職概論」「教育基礎総論 1」「教育制度総論（旧：教育基礎総論 2）」「教育課程編成論」「教育心理学」「教科教育法 1」「教科教育法 2」「教育方法・技術論（旧：教育方法研究）」
- 「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「情報機器の操作」の 4 領域のうち 2 領域以上（各領域ごとに 2 単位以上の修得が必要）
- 「教科に関する科目」（必修および選択）のうち 16 単位以上



- 「教科に関する科目」は、**教育実習で担当予定の教科で「16 単位以上」**修得してください。

（前提条件の判定は**事前登録時に申請された実習予定教科**で行われます）

- 中学社会、高校の地理歴史、公民の中で 2 教科以上の免許を取得する場合（例：社会と公民）は、1 教科（社会か公民どちらか）の「教科教育法 1・2」の単位を修得すれば教育実習前提条件を満たしているものとみなします。

4 教育実習に参加することへの責任と心構え

「教育実習」は、実習校や各教育委員会等の深い理解と協力の下で実施できるものです。単に学生として学ぶのではなく、教員に準ずる立場で教員としての視点に立って真摯な態度で実習に臨んでください。また、以下の点において細心の注意を払い、行動してください。

- ☑大学、実習校、教育委員会より指示された手続きを遺漏なく行うこと。
- ☑実習校を訪問、連絡する際は「服装」「礼儀」「所作」「言動」に注意し、「社会人」としての意識を持ち、礼儀正しく行動をすること。
- ☑麻疹（はしか）や風疹など伝染病予防のため、抗体検査を受診し、抗体が無い場合は、ワクチン接種をすること。
- ☑実習校によっては、「X線検査」等の受診を義務付けているため、定期健診などで受診しておくこと。
- ☑実習校と事前打合せをし、事前の準備を万全にしておくこと。
- ☑教員を目指す者として学生気分や受け身ではなく、高い意識を持ち実習に臨むこと。
- ☑実習校で知り得た情報等については、守秘義務を厳守すること。

なお、「教育実習」は教員就職活動の一環であり、教員就職活動以外を理由とした「実習期間の変更」や実習中の「遅刻」「欠勤」「早退」などは一切認められません。また、学生の取組みの姿勢や内容に著しい問題があると判断した場合は、実習の中止や教職課程履修の中止等の措置をとる場合があります。

⚠ 教育実習を受け入れる学校の現状と辞退行為について

近年、学校現場は多忙を極めています。そのような中で教育実習を引き受けることは、教員にとって更なる負担増となります。多くの先輩教員達の「後輩を育てる」という使命感の上に、教育実習が行われていることを決して忘れないでください。また、「社会人として教育実習に臨む」という意識がなく、「学生気分」のまま実習に臨むことは、学校現場にとって、大変な迷惑であり、実習を引き受けてくださる先輩教員に対し、極めて失礼なこととなります。

例年、教育実習が決まったあとに、自己都合による教育実習の辞退が多発しています。前述のとおり、実習校は負担を承知の上、実習の受け入れを行っています。好意を無下にすることは絶対にしないでください。やむを得ない事情（病気や事故、入院など）で教育実習を辞退する場合は、速やかに教育・総合科学学術院事務所に相談をし、実習校に謝罪を行ってください。

実習生が教育実習に対し、誠実に努力をする姿が、受け入れをしてくれた実習校への一番の恩返しとなりますので、最後まで全力で教育実習に臨んでください。

⚠ 一般企業への就職活動の時期と教育実習期間の重複について

一般企業への就職活動時期が変更になったことにより、教育実習時期と重複する可能性が出てきました。これについて教職課程では、就職活動を理由とする教育実習期間の変更は一切認めていません。なぜなら教育実習は教員となるための就職活動の一環であり、また実習を受け入れていただく実習校に対し迷惑がかかるからです。

もし教員になることと、一般企業への就職で迷っている場合、教育実習については何よりも優先していただくこととなりますので、良く考えて教育実習に臨んでください。卒業後すぐに教員になるのであれば、卒業後に教育実習に行く（科目等履修生☞P.73となる）ことも視野に入れてください。両立しようとしてどちらも中途半端にならぬよう、注意してください。

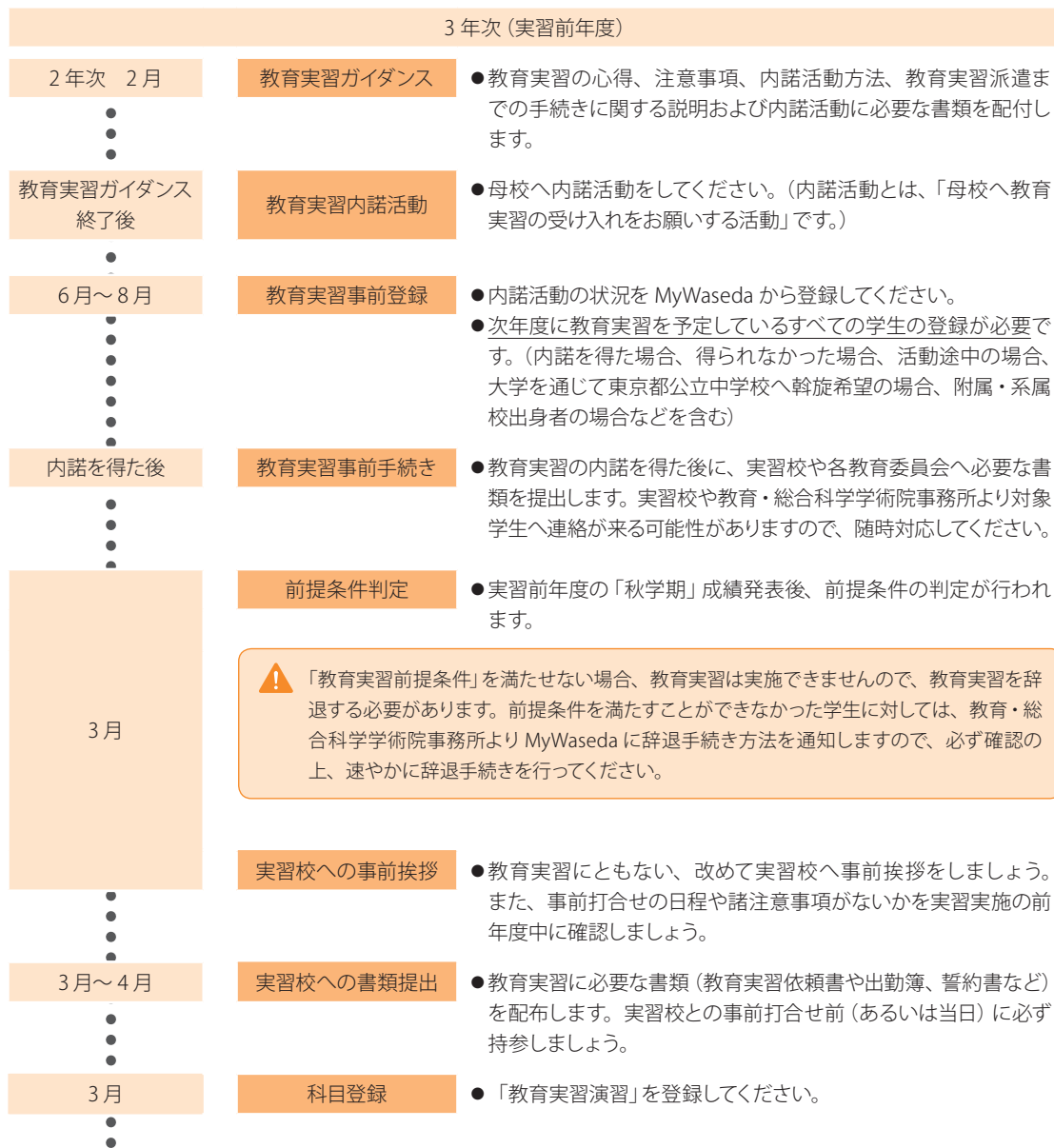
I
免許状とはII
取得要件III
履修方法
科目一覧・IV
科目登録
成績V
介護等体験VI
教育実習VII
免許状申請VIII
教員就職IX
図書館司書X
司書教諭
学校図書館XI
博物館学芸員XII
その他

5 スケジュール



手続きの詳細は掲示・MyWasedaで周知しますので見落とさないでください。
手続きに遺漏があった場合、教育実習を行うことができなくなる可能性があります。

3 年次（実習前年度）



「教育実習演習」は「実習時期」「実習期間」によって、登録するクラスが異なりますので、注意してください（☞ P.49）。





6 教育実習よくある質問

Q：実習先までの定期券は買えますか？

A：教育実習期間中は大学が発行する「実習用通学定期乗車券用通学証明書」を提示することで、「実習用通学定期乗車券」を購入することができます。

ただし、通常の通学証明書とは違い「鉄道会社の承認」が必要です。承認には大学から申請後、「約 1 ヶ月」かかります。実習開始 1 ヶ月前までに教育・総合科学学術院事務所まで申請方法が書かれた用紙を取りに来て、申請してください。

なお、実習開始 1 ヶ月前を過ぎた場合は、教育・総合科学学術院事務所まで相談してください。（発行できない可能性もあります）。

また、科目等履修生の学籍では「実習用通学定期乗車券」は購入できません。

ただし、研究科の学籍を有する場合には購入が可能です。

この場合には、実習 1 か月前までに教育・総合科学学術院事務所に相談するようにしてください。

Q：教育実習期間中の授業の欠席はどう扱われますか？

A：「講義欠席特別扱願」（実習前年度 3 月に配布）で授業欠席の配慮を願い出ることができます。

最終的な判断は各科目担当教員によりますが、事前に欠席予定の授業担当教員へ相談の上、実習終了後に「講義欠席特別扱願」を提出してください。

中学校数学：教育実習にあたって

実習先：広島県公立中学校

教育学部：荒本 香桜子

教育実習前は、教科書を一通り読み、既習事項との関連性やその単元で留意すべきことについて考え、自分なりに指導案を作った。事前に単元のことを頭に入れておくことで、実習中に授業研究とともに学校生活にも力を入れることができると考えたからだ。その考えはある程度正しく、実習中に急に授業の指導案作成を指示されてもあわてずに対応することができたように思う。ただ、実習が始まる前に中学生がどのようなところでつまづくのかということについてもっと考えておくべきだった。これぐらいできるだろうと思って作った問題も、いざ教育現場の実態を見てみると役に立たないことが多く、計画を変えなければいけなかった。

その時役立ったのは授業見学中の机間指導である。教育実習中は教科問わず様々な先生の授業を見学させていただいた。多くの先生が机間指導を許してくださったことで、生徒個々の特徴をとにかくとらえることに時間を使うことができた。そこで得た気づきを授業で扱う問題作成や授業展開に生かし、より良い授業になるよう努めた。その結果授業を重ねるごとにスムーズな授業展開が作れるようになったのではないと思う。

実習中は先生方に非常によくしていただいた。田舎の公立中学で人数も少ない分、実習生と先生方との距離が非常に近く何でも聞ける雰囲気を作ってくださった。数学以外の教科に関しても授業の進め方について質問をしたが、特に数学に関しては何度も時間をかけて話をする時間をつくっていただいた。その中で各先生方のこだわりや授業展開の意図を知り、様々な視点で考えられるようになった。また、校務分掌についてもそれぞれ担当の先生方から直接教えてもらえる時間を作ってください、何でも質問することで理解が深まった。

また、実習中はとにかく生徒と関わることに時間を割いた。3年生担当だったが、毎朝3年生60人弱に挨拶をして回り、早く顔と名前を一致できるように努めた。また、生徒の好きなものを知ろうとし、部活動など共通の話題からなるべく全員と話ができるようにした。そのうち徐々に話しかけてくれる生徒が増え、生徒と趣味の話ができるようになり、日々の生活や部活の悩みを相談されることもあった。生徒と歳が近いからか、先生方もあまり話することができていなかった生徒でもコミュニケーションが取れるようになり非常にうれしかった。

生徒との関わりの中で最も感動したのは、研究授業のときだと思う。研究授業前、私は非常に緊張していた。しかし、いつものように授業前生徒と喋っているとき、「大丈夫、なんとかなるよ」と生徒が励ましてくれた。授業中も、シャイで普段発表しない生徒が挙手し、緊張しながらも発表してくれた。授業後は、また別の生徒が「わかりやすかった」と声をかけてくれたのである。不安な私を勇気づけてくれる心優しい生徒に囲まれ、とても幸せだった。

教育実習では、事前にどこまで教科指導を考えられるかということと、実習中どれだけ生徒と関わっていけるかということが大切なのではないかと感じた。教科指導に関しては、実習前にもっと教育実習に行く仲間と情報を共有しておけば、実習中により深い学びが得られたのかもしれない。また教育実習が始まったら、その場でしか知れないことが多くある。生徒への声のかけ方や校務分掌の仕事、先生方の職員室での動き方など、現場だからわかることが多くあった。それらに全力で取り組むことができれば、教育実習が楽しく実りあるものになるのだと思う。これから教育実習に行く人には、実習中よく食べよく寝、元気に楽しんでほしいと思う。

学校現場での体験

教員になるためには学校現場の日常を知っておくことが大切です。今後の教員就職のために大きく役立つ経験となりますので、以下の制度を積極的に活用してください。

1 教育インターンシップ

授業科目として設置されており、1年間を通じて、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校で就業体験（授業実施の補助や学校運営の補助等）を行います。履修は任意ですが、教育実習・教員採用試験前に学校教育の実際を学ぶ機会となる実践体験型実習なので、積極的な履修をお勧めします。

■教育インターンシップの科目名

- (1)「学級経営インターンシップ」：中学校でのインターンシップ
- (2)「特別支援教育インターンシップ」：特別支援学校でのインターンシップ
- (3)「インクルーシブ教育インターンシップ」：小学校・中学校での特別支援クラスでのインターンシップ
- (4)「初等教育インターンシップ」：小学校でのインターンシップ
- (5)「中等国語科インターンシップ」：高校での国語に特化したインターンシップ

■内容

インターンシップごとに内容が異なりますので、具体的な内容はWebシラバスを参照してください。ただし、どのインターンシップも単なるお手伝い・ボランティアではなく、教職における自己課題を設定し、それを実践に移していく活動となります。

■科目ごとに履修手続き方法が異なります。（☞ P.29 ～ 30）

2 教育ボランティア

授業科目ではありませんが、本学が紹介する教育ボランティアとしては、新宿区と連携して区立の小中学校に派遣を行う「新宿区教育ボランティア」制度があります。

■「新宿区教育ボランティア」体験内容

各学校によって異なりますが、主に以下の内容となります。

- (1) 小中学校の授業等において、教員とのチームティーチングによる児童・生徒の学習指導補助
- (2) 特に配慮を要する児童・生徒のための教育補助
- (3) その他この制度の目的に即した活動

I

免許状とは

II

取得要件

III

履修方法
科目一覧

IV

科目登録
成績

V

介護等体験

VI

教育実習

VII

免許状申請

VIII

教員就職

IX

図書館司書

X

司書教諭
学校図書館

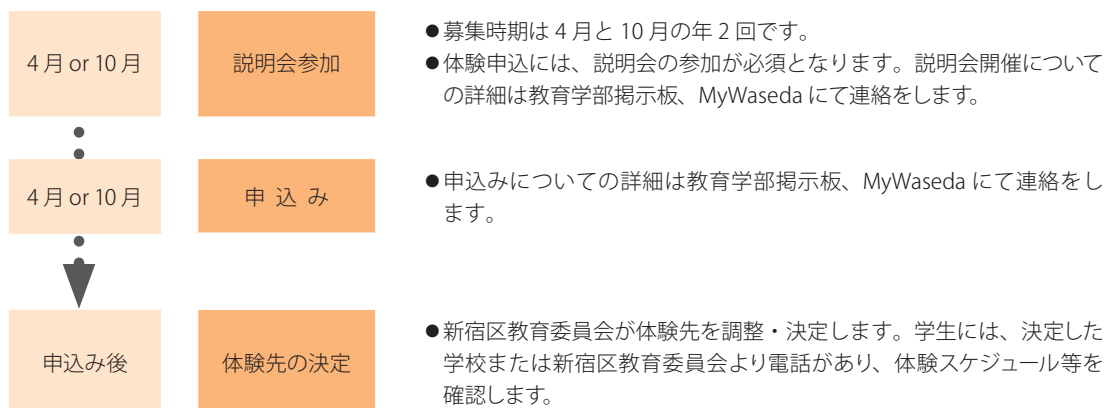
XI

博物館学芸員

XII

その他

■体験までの流れ



申し込み後の自己都合による辞退、申込内容の変更は原則として認められません。

■その他の教育ボランティア

各教育委員会、学校等学外からの教育ボランティアの求人については教員就職指導室（☞表紙裏ページP.37）前の掲示板にて掲示しています。

3

よくある質問

Q：教育実習、教育インターンシップ、教育ボランティアの違いは何ですか？

A：教育実習は教員免許状を取得するために必須の授業科目の一つです。大学では事前・事後の指導を受講します。また、実際に学校で教員としての業務を体験するため、2～3週間にわたって、あらかじめ実習校にて準備された受け入れスケジュールに沿って、児童・生徒たちに教科指導や生徒指導を行ないます。

また教育インターンシップも授業科目として設置されており、大学での授業を通じて、自己課題を設定した上で、一年間（週1回のペース）にわたって学校現場での実務経験を積むとともに、考察レポート等を作成します。

一方、教育ボランティアは授業科目ではなく、各地の教育委員会や各学校での募集に対して、任意で応募し、学校の求める業務の補助（学習補助）を行ったりします。実際の活動期間、内容も学校ごとに異なります。